

# 貯水槽水道の適正管理に関する要綱

平成15年4月1日制定

## (目的)

第1条 この要綱は、鳥取市水道事業給水条例施行規程(平成10年鳥取市水道事業管理規程第3号。以下「施行規程」という。)第29条の規定に基づき貯水槽水道の適正な管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 貯水槽水道 水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。
- (2) 簡易専用水道 水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。
- (3) 小規模貯水槽水道 貯水槽水道のうち簡易専用水道を除くものをいう。
- (4) 設置者 貯水槽水道を設置している者をいう。
- (5) 利用者 貯水槽水道を使用し及び利用する者をいう。
- (6) 管理者 鳥取市水道事業管理者をいう。

## (貯水槽水道の届出)

第3条 設置者は、貯水槽水道を設置し給水を開始するときは、貯水槽水道給水開始(変更)届(様式第1号)を管理者に提出するものとする。

2 前項の規定は、貯水槽水道に関する届出事項に変更が生じたときの報告について準用する。

3 設置者は、貯水槽水道を廃止するときは、貯水槽水道廃止届(様式第2号)を管理者に提出するものとする。

## (貯水槽水道の管理及び検査)

第4条 設置者は、簡易専用水道について法第34条の2に定めるところにより、当該水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 設置者は、小規模貯水槽水道について施行規程第2条に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

### **(貯水槽水道の検査の特例)**

第5条 設置者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。)の適用がある貯水槽水道については、前条の規定にかかわらず検査機関に管理の状況を示す書類(簡易専用水道においては「鳥取市簡易専用水道取扱要綱」による様式、小規模貯水槽水道においては本要綱の様式第3号)を提出することにより検査を受けることができる。この場合において、当該書類は、建築物衛生法第10条に規定する帳簿書類に基づき記入しなければならない。

### **(貯水槽水道の給水停止)**

第6条 設置者は、貯水槽水道で供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険であることを関係者に周知させる措置を講ずるものとする。

### **(検査結果の報告)**

第7条 設置者は、貯水槽水道の検査を行った場合、検査結果表(様式第4号)の写しを管理者に提出するものとする。

### **(管理の委託)**

第8条 設置者は、貯水槽水道を自ら管理できない場合、管理を行うために適正な者にその管理を委託することができる。

### **(指導、助言及び勧告並びに立入調査)**

第9条 管理者は、貯水槽水道の適正な管理のために設置者に指導、助言及び勧告を行うことができる。また、当該貯水槽水道に管理上問題のある場合、設置者の同意を得て当該貯水槽水道への立入調査を行うことができる。

2 前項の規定により立入調査を行うときは、設置者に対して指導票(様式第5号)を交付し、改善を指導するものとする。

### **(水質検査)**

第10条 管理者は、利用者から貯水槽水道の水質について検査の依頼があった場合、色、濁り、臭い、味及び残留塩素の有無についての水質検

査を行い、その結果を通知するものとする。

### **(市長への報告)**

第11条 管理者は、貯水槽水道で供給する水が人の健康を害するおそれがあると判断した場合や不適正な貯水槽水道について改善が行われない場合、市長へ報告するものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の適正管理を市と連携して行うために必要な情報を市長へ報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月25日)

この要綱は、平成16年3月31日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

貯水槽水道給水開始(変更)届

年 月 日

鳥取市水道事業管理者 様

貯水槽水道設置者 (住 所)  
(氏 名)

印

給水番号		施工業者名		
貯水槽水道がある 建物の概要	所在地			
	名称			
	所有者	住 所 氏 名	連絡先	
	管理担当者	住 所 氏 名	連絡先	
	主たる用途			
建物の階数	地上 階 地下 階	建築物衛生法適用	有 無	
貯水槽水道の概要	設置年月日	年 月 日		
	開始(変更)年月日	年 月 日		
	水源の種類	鳥取市上水道		
	受水槽	設置場所・構造	屋内 屋外 ・ 地上式 地下式 半地下式	
		材質	FRP製 コンクリート製 ステンレス製 その他	
		給水方式	高置水槽 加圧ポンプ 圧力ポンプ	
		形状寸法	幅 m・奥行き m・高さ m	
		有効容量(m <sup>3</sup> )		
有効容量の合計				
高置水槽	形状寸法	幅 m・奥行き m・高さ m		
	有効容量(m <sup>3</sup> )			
備考				

添付書類：位置図、受水槽配置図、構造図、受水槽周りの配管詳細図、受水槽以降の給水設備図

記入事項注意点

給水開始の場合は「変更」に、変更の場合は「給水開始」に二重線を引いてください。

名 称：ビル名、アパート名など建物の名称を記入

主たる用途：貯水槽水道設置建物の主な用途として「事務所、集合住宅、工場、医療施設、飲食施設、多目的ビル、その他」のうちいずれかを記入

有効容量：幅×奥行き×有効水深(HWL～LWL)を記入。2池以上ある場合はそれぞれについて記入。なお、高置水槽は、有効容量に含めない。

有効容量の合計：2池以上ある場合、その合計を記入

備考：その他特記事項があれば記入

建築物衛生法適用、受水槽設置場所・構造・材質・給水方式は、該当項目に○印

様式第2号(第3条関係)

貯水槽水道廃止届

年 月 日

鳥取市水道事業管理者 様

貯水槽水道設置者 (住 所)

(氏 名)

印

給水番号						
貯水槽水道がある 建物の概要	所在地					
	名称					
	所有者	住 所 氏 名	連絡先			
	建物の階数	地上 階	地下 階	建築物衛生法適用	有 無	
貯水槽水道の概要	廃止理由					
	廃止年月日	年 月 日				
	水源の種類	鳥取市上水道				
	受水槽	設置場所・構造	屋内 屋外 ・ 地上式 地下式 半地下式			
		材質	FRP製 コンクリート製 ステンレス製 その他			
		給水方式	高置水槽 加圧ポンプ 圧力ポンプ			
		形状寸法	幅	m・奥行き	m・高さ	m
		有効容量(m <sup>3</sup> )				
		有効容量の合計				
高置水槽	形状寸法	幅	m・奥行き	m・高さ	m	
	有効容量(m <sup>3</sup> )					
備考						

記入事項注意点

名 称：ビル名、アパート名など建物の名称を記入

主たる用途：貯水槽水道設置建物の主な用途として「事務所、集合住宅、工場、医療施設、飲食施設、多目的ビル、その他」のうちいずれかを記入

有効容量：幅×奥行き×有効水深(HWL～LWL)を記入。2池以上ある場合はそれぞれについて記入。なお、高置水槽は、有効容量に含めない。

有効容量の合計：2池以上ある場合、その合計を記入

備考：その他特記事項があれば記入

建築物衛生法適用、受水槽設置場所・構造・材質・給水方式は、該当項目に○印

様式第3号(第5条関係)

(表)

貯水槽水道書類検査申込書

鳥取市水道事業給水条例第41条の規定に基づく検査を受けるため、貯水槽水道の管理の状況を示す書類を提出します。

検査機関

様

年 月 日

貯水槽水道設置者

住 所

氏 名

印

建築物の名称		建築物 の用途	
建築物の所在場所			
建築物環境衛生管理 技術者氏名	(TEL )	免 状 番 号	
受 水 槽	設置場所	(屋内・屋外)	(地上・地下埋込)
	設置年月		
	材 質		
	形状寸法		
	有効容量	立方メートル	
高 置 水 槽 (圧力タンク等)	材質形状 容 量		
貯 水 槽 の 清 掃	実施年月日	年 月 日	
	実施者名		
水 質 検 査	別添検査成績書のとおり		
管 理 の 状 況	別紙のとおり		
管 理 担 当 者 (記入責任者)	部課名 職氏名	(TEL )	

(裏)

貯水槽水道の管理状況

施設名

建築物衛生法適用施設

番号	検査項目	チェックの内容	管理状況
1	水槽の周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。 清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。 水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	
2	水槽本体の状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。 亀裂し、又は漏水箇所がないこと。 雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。 水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること。	
3	水槽上部の状態	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。 水槽のふたの上には他の設備機器等が置かれていないこと。 水槽の上床盤の直接上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	
4	水槽内部の状態	汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。 清掃が定期的に行われていることが明らかであること。 外壁塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。 当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。 流入口と流出口が近接していないこと。 水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	
5	水槽のマンホールの状態	ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものはいらぬものであり、点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。 マンホール面は、槽面上から衛生上有効に立ち上がっていること。	
6	水槽のオーバーフロー管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 管端部と排水管の流入口とは直接連結されておらず、そ	

施設及びその管理の状態に関する検査

			の間隔は逆流の防止に十分な距離であること。		
	7	水槽の通気管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 通気管として十分な有効断面積を有するものであること。		
	8	水槽の水抜管の状態	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。		
	9	給水管等の状態	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。 水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。		
水質の検査	10	臭	異常な臭気が認められないこと。		
	11	味	異常な味が認められないこと。		
	12	色	異常な色が認められないこと。		
	13	色	度	5度以下であること。	
	14	濁	度	2度以下であること。	
	15	残留塩素	検出されること。		
書類検査	16	書類の整備保存の状況	貯水槽水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面、受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図及び水槽の掃除の記録その他の帳簿書類の適切な整理及び保存がなされていること。		

※備考

備考

- 1 建築物衛生法第10条に規定する帳簿書類に基づき、それに記載されている給水の管理の状況について記入すること。
- 2 記載に当たっては、当該建築物の建築物環境衛生管理技術者の意見を聞くこと。
- 3 水槽の種類及び容量は、水槽ごとに記入すること。
- 4 表中1～8に掲げる事項については、必要に応じて、水槽ごとに記入すること。

様式第4号(第7条関係)

貯水槽水道検査結果表

No.

建物の名称		受水槽	
建物の所在地		高置水槽	
管理者名		水槽の清掃等	

施設及びその管理の状態に関する検査		受水槽	高置水槽
検査項目	チェックの内容	判定	判定
1 水槽の周囲の状態	A 点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。 B 清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。 C 水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。		
2 水槽の本体の状態	A 点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。 B 亀裂し、又は漏水箇所がないこと。 C 雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。 D 水位電極部、導水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること。		
3 水槽上部の状態	A 水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。 B 水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれてないこと。 C 水槽の上床盤の直接上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。		
4 水槽内部の状態	A 沈積、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。 B 清掃が定期的に行われていることが明らかであること。 C 外壁塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。 D 当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。 E 流入口と流出口が近接していないこと。 F 水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。		
5 水槽のマンホールの状態	A ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり、点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。 B マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。		
6 水槽のオー	A 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態に		

パーフロー管の状態	あること。 B 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 C 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。		
7 水槽の通気管の状態	A 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 B 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 C 通気管として十分な有効断面積を有するものであること。		
8 水槽の水抜管の状態	A 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。		
表中1～8に掲げる事項は、必要に応じて、水槽ごとに記入のこと。			
給水管等の検査			
検査項目	チェックの内容		判定
9 給水管等の状態	A 当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。 B 水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。		
水質の検査			
検査項目	チェックの内容		判定
10 臭気	A 異常な臭気が認められないこと。		
11 味	A 異常な味が認められないこと。		
12 色	A 異常な色が認められないこと。		
13 色度	A 5度以下であること。		
14 濁度	A 2度以下であること。		
15 残留塩素	A 検出されること。(濃度 mg/l)		
書類検査			
検査項目	チェックの内容		判定
16 書類の整備保存の状況	A 貯水槽水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面、受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図及び水槽の掃除の記録その他の帳簿書類の適切な整理及び保存がなされていること。		
(注) 判定 ○…適合 ×…不適合 —…該当なし			
助言		検査年月日 年 月 日 検査機関名 検査員 印	

様式第5号(第9条関係)

貯水槽水道管理指導票

年 月 日

貯水槽水道設置者

様

鳥取市水道事業管理者

印

担当者

下記のとおり管理に不備がありますので、期日までに改善してください。

記

建築物等の名称	
建築物等の所在地	
設置者氏名	
指導事項	
改善の期日	年 月 日

上記事実を確認します。

貯水槽水道設置者